

# 公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と称し、英文では Japan Association of Real Estate Appraisers (略称 JAREA) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区におく。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）の社会的使命及びその職責にかんがみ、不動産鑑定士協会（第5条第2項の社団をいう。以下同じ。）及び会員の指導、連絡調整、監督の事務を通して、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善、調査研究、知識の啓発普及を行い、もって、不動産の適正な価格の形成に資することを通じて実現される国民福祉の増進に寄与すること並びに不動産鑑定評価制度が国民経済により一層浸透し、発展していくことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持高揚を図ること。
- (2) 不動産の鑑定評価に関する研修を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を講じること。
- (3) 不動産鑑定士試験に合格した者に対して実務修習を実施すること。
- (4) 不動産の鑑定評価に関する理論及び実務の調査研究を行うこと。
- (5) 前号のほか、不動産鑑定評価制度、不動産鑑定士の業務及び地価に関する事項について調査研究を行い、必要に応じ官公庁に建議し又はその諮問に応ずること。
- (6) 不動産鑑定評価業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な支援を行うこと。
- (7) 不動産鑑定評価業務の適正な実施に資する諸施策を講じること。

- (8) 不動産鑑定評価制度に関する国民及び社会一般の理解と信頼を高めるための啓発宣伝を行うこと。
  - (9) 不動産、不動産鑑定評価に関する紛争について相談、助言等を行うこと。
  - (10) 不動産の鑑定評価に関する資料を収集整理すること。
  - (11) 国又は地方公共団体の委託を受けて地価の調査を行うこと。
  - (12) 災害時における住家被害認定調査等の支援を行うこと。
  - (13) その他本会の目的達成のために必要な事業を行うこと。
  - (14) 前各号の事業を円滑に実施するため、不動産鑑定士協会及び会員の指導、連絡調整及び監督に関する事務を行うこと。
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。
  - 3 本会は、前条の目的達成及び第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施のため、また、社会的信用の維持・向上のため、理事会において自主行動基準を定め、その遵守に努めるものとする。

### 第3章 会員及び会費

(種別及び資格)

- 第5条 本会の会員は、団体会員、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員とする。
- 2 団体会員とは、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者等を構成員として、都道府県を単位に設立され不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下、「鑑定法」という。）第48条の規定に基づいて届出を行った団体のうち、本会が定める下記の要件の全てを満たしたものをいう（以下、団体会員を「士協会」という。）。
    - (1) 不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図ることを目的として設立された団体。
    - (2) 正会員となる資格の中に、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者が含まれていること。
    - (3) 不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対する研修の実施体制を整備していること。
    - (4) 定款、会員名簿、理事及び監事の名簿、総会及び理事会の議事に関する書類、財産目録、役員等の報酬規程、事業計画書、収支予算書、事業報告書、監査報告書が情報公開の対象とされていること。

- (5) 会員に対する懲戒を本会と協力して行うことになっていること。
  - (6) その他理事会において定める事項
- 3 次の各号の一に該当する者は正会員となることができる。
- (1) 不動産鑑定士
  - (2) 不動産鑑定業者
- 4 次の各号の一に該当する者は特別会員となることができる。
- (1) 不動産の鑑定評価に関する経験豊富にして理事会の承認を得た者
  - (2) 不動産の鑑定評価に関する学識経験者で理事会の承認を得た者
- 5 次の各号の一に該当する者は賛助会員となることができる。
- (1) 本会の目的に賛同し事業を賛助する目的で入会を希望する個人、団体
  - (2) 不動産鑑定士試験に合格した者
- 6 本会に特に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者は、名誉会員となることができる。

(倫理)

第6条 会員は、不動産鑑定五訓のほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 会員は、不動産鑑定評価制度の社会的公共的意義を十分理解し、それぞれに課せられた専門職業家としての責務の自覚のもとに、公正中立な態度を堅持して、的確で誠実な業務活動を実践しなければならない。
  - (2) 会員は、専門職業家として担うべき重要な社会的責任を深く受け止め、その遂行のために自らの行動を厳しく律しなければならない。
  - (3) 会員は、基本的人権を尊重し、他者の権利を侵すことのないように留意するとともに、偏見をもつことなく公平な態度を保持しなければならない。
  - (4) 会員は、高い倫理観と専門的能力の兼備こそが将来の発展を導く源泉であることをよく理解し、不断の自己研鑽により、視野を広げつつ、体系的な知識の習得と技能の維持向上に努めなければならない。
  - (5) 会員は、専門職業家として、良心に従い誠実な対応を積み重ねることによって、不動産鑑定評価制度に対する信頼を高めるように努めなければならない。
- 2 倫理に関する事項は、前項で定めるもののほか、理事会において定める倫理規程による。

(権利・義務)

第7条 正会員及び特別会員は、次の各号を含む法令、本会の定款、規則、規程又は総会の議決によって規定されている権利を行使することができる。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人法」という。）第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 一般社団法人法第 32 条第 2 項の権利（代議員名簿の閲覧等）
  - (3) 一般社団法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 一般社団法人法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧）
  - (5) 一般社団法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 一般社団法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 一般社団法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
  - (8) 一般社団法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
  - (9) 代議員の選挙権及び被選挙権
  - (10) 本会役員候補者の選出
  - (11) 総会の傍聴
  - (12) 委員会・研修会への参加
  - (13) 本会の施設又はサービスの利用等
- 2 団体会員は、本会の業務に関する重要な事項について会長に建議することができる。
  - 3 会員は、本会の定款、規則、規程又は総会の議決によって課せられるすべての義務を果たさなければならない。
  - 4 会員が役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も同様とする。

（会 費）

第 8 条 会員は、総会において定める会費規則に基づき、入会金、通常会費及び特別会費を本会に納めなければならない。

2 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。

- (1) 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士及び特別会員
- (2) 名誉会員

（入 会）

第 9 条 本会の団体会員、正会員になろうとする者は入会申込書を、特別会員又は

賛助会員になろうとする者は、会員2名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の定めるところに基づき承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により正会員、特別会員又は賛助会員となる承認を得た者は、すみやかに入会金を納入しなければならない。

(会員名簿)

第10条 会長は、前条の規定により入会を申し込んだ者又は名誉会員に推薦された者について、次の各号に掲げるとき以降遅滞なく、入会申込書又は承諾に基づき理事会で定める事項を会員名簿に登録し、登録を終えたときはその旨を当該入会申込者又は名誉会員に推薦された者に通知しなければならない。

(1) 団体会員になろうとする者 入会の承認を得たとき

(2) 正会員、特別会員又は賛助会員になろうとする者 入会の承認を得、かつ入会金を納入したとき

(3) 名誉会員に推薦された者 本人がこれを承諾したとき

- 2 入会申込者又は名誉会員に推薦された者は、前項の登録によって、団体会員、正会員、特別会員、賛助会員又は名誉会員となる。

- 3 会員名簿に登録された事項に変動が生じたときは、会員又はその相続人若しくは法定代理人等は、2週間以内に書面をもって会長に届け出なければならない。

- 4 会長は、会員に異動のあったときは、適宜他の会員に通知するものとする。

(退 会)

第11条 会員は、退会の旨を書面をもって会長に届け出て退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失する。

(1) 前条に基づき退会となった場合

(2) 次条に基づき除名となった場合

(3) 会費を滞納し、かつ督促を受けてもなお納付しない場合

(4) 死亡若しくは失踪宣告を受けた場合

(5) 鑑定法第16条各号又は第25条各号のいずれかに該当する場合

(6) 鑑定法第20条、第30条、第40条又は第41条の規定による登録の消除を受けた場合

(7) 総社員の同意があった場合

(懲 戒)

第13条 会長は、次の各号の一に該当する事実がある会員を懲戒することができる。

- (1) 法令等によって処分を受けたとき。
  - (2) 鑑定法第 3 条第 1 項及び第 2 項の業務につき不動産鑑定士の品位又は信用を傷付ける行為があったとき。
  - (3) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき。
  - (4) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為があったとき。
  - (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。
- 2 懲戒は、次の 3 種とする。
- (1) 戒告
  - (2) 定款によって会員に与えられた権利の停止（ただし、第 7 条第 1 項第 1 号から第 9 号は除く。）
  - (3) 除名
- 3 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続が行われている間、会員資格を喪失しない。第 11 条及び第 12 条の規定についてはこれを適用しない。
- 4 懲戒の審査事案については、第 52 条に基づく綱紀・懲戒審査に関する委員会において調査及び審査を行う。なお、懲戒審査対象となっている会員の懲戒審査に際しては、関連する士協会と協力して調査及び審査を行う。
- 5 会員に対する第 2 項第 1 号及び第 2 号の懲戒を決定する場合は、理事会の議決を経なければならない。また、懲戒が決定した後は、懲戒の対象となった会員に対し、書面により懲戒処分内容及び理由を通知するものとする。
- 6 会員を除名する場合は、第 23 条第 2 項に基づく総会の議決を経なければならない。また、除名対象となっている会員に対し、総会開催の日の 2 週間前までに、当該総会において除名を審議すること及び当該総会において議決を行う際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第 14 条 本会は、会員が会員資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品については如何なる理由があっても返還しない。また、会員が本会に対してすでに負担している義務は、これを免れるものではない。

## 第 4 章 代議員

(代議員)

第 15 条 本会の代議員をもって、一般社団・財団法人法上の社員とする。

2 代議員は、概ね正会員及び特別会員 50 名に 1 名の割合をもって選出される正

会員又は特別会員をもって充てる。なお、端数の取扱いについては理事会において定める。

- 3 代議員を選出するため、正会員及び特別会員による代議員選挙を行う。なお、代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員及び特別会員の中から選ばれることを要する。正会員及び特別会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員及び特別会員は他の正会員及び特別会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。また、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、2月から6月までの間に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員である者が第12条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。
- 7 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員了解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合、当該代議員は、役員を選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて予備の代議員を選挙することができる。予備の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 予備の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が予備の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の予備の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の予備として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の予備の代議員を選任するときは、当該予備の代議員相互間の優先順位
- 10 第8項の予備の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に

実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。ただし、予備代議員である者が第12条の規定により会員資格を喪失したときは、予備代議員の資格を失う。

- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び特別会員の同意がなければ、免除することができない。

## 第5章 総会

(種別)

第16条 本会の総会は、通常総会として毎事業年度6月に開催し、必要がある場合には臨時総会を開催することができる。

(構成及び議決権の数)

第17条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(総会の権能)

第18条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款で定めた次の事項に限り、議決をすることができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 代議員の解任
- (5) 会員の除名
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。



(3) 前項の規定による請求をした代議員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第3号の規定により代議員が招集する場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日に総会を招集しなければならない。

3 会長は理事会の議決により決定された次に掲げる事項を記載した書面を、総会開催の日の14日前までに発送しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨

(4) その他法令で定める事項

4 会長は、前項の書面による通知に代えて、代議員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長又は会長の指名した代議員がこれに当たる。

(定足数)

第22条 総会は、代議員総数の議決権の過半数の出席により成立する。

(議決)

第23条 総会の議決は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の定めにかかわらず、次の議決は、代議員現在数の半数以上であって、代議員議決権数の3分の2以上の議決をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 代議員の解任

(4) 会員の除名

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、次条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で議決することを出席している議場の代議員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で議決することができる。

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第24条 総会に出席できない代議員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決することができる。

- 2 代理人により議決権を行使する場合は、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。
- 3 書面により議決権を行使する場合は、代議員は総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。
- 4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、代議員は法令で定めるところにより、本会の承諾を得て総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で本会に提出しなければならない。
- 5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議決の制限)

第25条 総会においては、あらかじめ通知した議案以外の事項を議決することはできない。

(議事録)

第26条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し保存する。

- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

(総会の運営)

第27条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

## 第6章 役員

(種類及び定数)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 50名以上75名以内
  - (2) 監事 03名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を副会長、1名を専務理事、23名以内を常務理事とする。
  - 3 前項の会長及び副会長5名以内のうち1名を一般社団・財団法人法第90条第3項に規定する代表理事とする。
  - 4 前項以外の副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、第27条の総会運営規則に定める手続きにより、総会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、第49条の理事会運営規程に定める手続きにより、理事会において選定する。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 第 29 条第 2 項に基づき、理事の中から選定される会長、副会長、専務理事、常務理事については、再任を妨げない。ただし、会長、副会長、専務理事については、同一役職で連続 3 期を超えての再任はできない。

3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続 2 期を超えての再任はできない。

4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 33 条 理事及び監事は、総会の議決によって、解任することができる。

(報酬等)

第 34 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取り扱いについては、第 49 条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 36 条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から

法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、会員外の役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 顧問及び相談役

### (顧問)

第37条 本会に、任意の機関として、理事会の定めるところにより、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ、会長に助言することができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### (相談役)

第38条 本会に、任意の機関として、理事会の定めるところにより、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会において任期を定め、たうえで選任し、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本会の業務に関する重要な事項について会長の相談に応ずる。
- 4 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第8章 理事会

### (設置)

第39条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

### (権限)

第40条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) その他法令または定款に定める事項

(種類及び開催)

第41条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知に代えて、各理事又は各監事の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。
- 6 前々項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の

手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 43 条 理事会の議長は会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

2 会長が次の各号のいずれかに該当し、理事会の議長になれない場合は、あらかじめ理事会において定めた順序により理事がこれにあたる。

- (1) 会長に事故あるとき
- (2) 会長が欠けたとき
- (3) 会長が特別の利害関係を有するとき
- (4) 会長が選定されていないとき

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第 45 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決の省略)

第 46 条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 30 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

(理事会の運営)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第9章 業務執行理事会

### (設置)

第50条 本会に任意の機関として、業務執行理事会を設置する。

2 業務執行理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

### (権限)

第51条 業務執行理事会は、理事会の補助機関として、本会の業務執行に関する業務執行役員間の連絡、調整、協議を行う。

## 第10章 委員会

### (委員会)

第52条 本会には理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ委員会を置くことができる。

2 委員会は総会、理事会の権限を冒すものではないものとする。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

## 第11章 基金

### (基金の拠出)

第53条 本会は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の取扱い)

第54条 基金の募集・割当・払い込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会が別に定めるところによる。

### (基金の拠出者の権利に関する規定)

第55条 本会の基金は、本会が解散するときまでは、通常総会の議決がなければ返還しない。

2 前項の規定に関わらず本会は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

### (基金の返還手続き)

第56条 基金の返還は、定時社員総会の議決に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。



2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の定めるところによる。

## 第12章 財産及び会計

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則及び会計規定)

第58条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会計に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(財産の管理運用)

第59条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)

第60条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第61条 本会の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 62 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

### 第 13 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 63 条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(合併等)

第 64 条 本会は、総会の議決その他法令に定めるところにより、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部又は一部の譲渡を行うことができる。

(解 散)

第 65 条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 66 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 67 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 14 章 事務局

(事務局)

第 68 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は、理事会の定める規定により会長が任免する。ただし、重要な職員の任免に際しては、理事会の承認を要する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 69 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 総会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員等の報酬規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令及び本定款に定めがある場合にはそれによるほか、第 72 条第 2 項に定めるところによる。

## 第 15 章 地域不動産鑑定士協会連合会

(設 置)

第 70 条 本会は、任意の機関として、次表の管轄区域毎に地域不動産鑑定士協会連合会（以下、「地域連合会」という。）を設けることができる。

地 域	管 轄 区 域
北 海 道	北海道
東 北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

関東甲信	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県
東 京	東京都
北 陸	新潟県・富山県・石川県・福井県
中 部	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近 畿	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中 国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四 国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州・沖縄	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(権 限)

第 71 条 前条により設置された地域連合会は、本会の業務に関する事項のうち管轄区域内に関係することについて、管轄区域内の士協会への連絡、調整、協議を行うほか、会長に建議し、又は会長の諮問に応じ会長に助言することができる。

## 第 16 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 72 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、この定款及び理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第 73 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(公 告)

第 74 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 17 章 補 則

(業者会員)

第 75 条 第 15 条において「正会員」とあるのは、第 5 条第 3 項第 2 号の不動産鑑定業者にあつてはその代表者のことをいう。

(委 任)

第 76 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 57 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長（代表理事）は緒方瑞穂とする。
- 4 この法人の最初の副会長（業務執行理事）は小川隆文、熊倉隆治、玉那覇兼雄とする。
- 5 この定款の施行後、最初の代議員は第 15 条に準じる方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

#### 附 則（平成 25 年 6 月 14 日）

この改正は、平成 25 年 6 月 14 日よりこれを施行する。

#### 附 則（平成 30 年 6 月 20 日）

この改正は、平成 30 年 6 月 20 日よりこれを施行する。ただし、施行前段階で、役員任期が連続 3 期未満の監事については、次期の監事改選に限り、再任されることを妨げない。

#### 附 則（令和 2 年 6 月 17 日）

この改正は、令和 2 年 6 月 17 日よりこれを施行する。

別 表

不動産鑑定五訓

不動産鑑定士は次の五訓を遵守しなければならない。

- 一．良心に従い、誠実に鑑定評価業務を遂行しなければならない。
- 一．専門職業家としての誇りと責任感を昂揚し、安易な妥協をしてはならない。
- 一．自己の信念に基づいて行動し、公正中立の態度を堅持しなければならない。
- 一．職務上知り得た秘密事項については、正当な事由なく他に漏らしてはならない。
- 一．常に能力・資質の向上をはかり、自己研鑽につとめなければならない。